



第3章

史跡の概要及び現状と課題

第1節 史跡指定の現状

1 指定に至る経過

本史跡の存在は、延享2年（1745）の寺百姓等口上書上案（山中倉松文書）に、「寺跡境内東西式百廿間程、南北式百廿五間程、其殿堂伽藍鬼瓦布目瓦破損シ、畑廻り塚築置、結城寺跡ニ明鏡紛無御座候」と記されており、江戸時代から寺院跡の存在が知られており、本史跡周辺は「結城寺村」と呼ばれていた。現在でも、史跡指定地内外には「結城寺前」「結城寺北」「寺山」といった、寺院跡を想起させる小字名が残る。また、結城廃寺跡には「大門先」、結城八幡瓦窯跡には「瓦塚」という地名があったとされるが、現在は失われている。ただし「瓦塚」については自治会名称として残る。

昭和28年（1953）、高井悌三郎氏を中心として上山川村教育委員会・常総古文化研究会によって、結城八幡瓦窯跡の発掘調査が実施され、推定全長5m以上の半地下式窯を1基検出し、結城廃寺跡より採取されている瓦と同様のものが出土した。このことから、当地が結城廃寺創建期の瓦を生産した窯跡であることが確定した。

結城廃寺跡については、昭和56年（1981）に上山川就業改善センター建設に伴う確認調査及び礎石出土に伴う発掘調査が実施され、寺院跡の存在が確実となった。

そのため、結城市教育委員会では本史跡の重要性に鑑み、遺構の範囲及び残存状況を確認するため、昭和63年度（1988）から平成7年度（1995）に範囲確認調査を実施した。

調査の結果、金堂跡・塔跡・講堂跡・中門跡・回廊跡・僧坊跡・区画溝・竪穴建物跡などを確認し、結城廃寺跡は法起寺式伽藍配置であることや、東西約180m、南北約250mの約45,000㎡もの広大な寺域を有する寺院であることが判明した。また、多量の土器や瓦、緑釉陶器や灰釉陶器などの高級な施釉陶器などのほかに、極先瓦や塑像、多量の埴仏、蓮華文が描かれた塔心礎舍利孔の石蓋といった特徴的な遺物が出土した。

このことから、結城廃寺跡が極めて色濃い畿内的特徴を持つことを示すとともに、東国への仏教文化の伝播と発展を考える上で極めて重要な遺跡であることが判明したため、本市では、結城廃寺跡の保存に係る法的処置を講ずることが可能となるよう、結城廃寺跡の史跡指定を目指すこととなった。さらに、結城八幡瓦窯跡は、平成12年度（2000）から13年度（2001）にわたって確認調査を実施し、半地下式の窯が3基確認され、結城廃寺跡における瓦の生産体制の一端が明らかとなった。

以上の調査成果によって、平成14年（2002）9月20日、結城廃寺跡と結城八幡瓦窯跡は史跡に指定された。また、平成29年（2017）10月13日付けで追加指定もされた。

なお、出土遺物のうち、平成16年（2004）4月30日付けで埴仏及び塔心礎舍利孔石蓋が、令和2年（2020）10月28日付けで塑像が結城市指定有形文化財（考古資料）に指定されている。



図3-1 結城郡矢畑村絵図
（製作年代：寛文年中）

2 指定の内容

(1) 当初指定

① 指定告示

文部科学省告示 第177号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成14年9月20日

文部科学大臣臨時代理 国務大臣 大木 浩
(以下略)

② 指定説明

結城廃寺跡は、関東平野北部にあたる下総台地西北部の鬼怒川西岸に所在する。この地は下総国の北端に位置する古代の結城郡のほぼ中央にあたり、結城郷に比定されている。結城市教育委員会は、昭和56年度より確認調査等を行い、寺院跡の存在を確認した。そして、昭和63年度から平成7年度の8次にわたる発掘調査を行ない、その詳細を把握した。また、結城八幡瓦窯跡は、昭和28年に高井悌三郎により調査が行われたのを嚆矢に、平成12・13年度には結城市教育委員会が内容確認調査を行ない、合計4基の窯を確認している。

寺域は、溝により区画されており、南東角を欠く南北約250m前後、東西約180mの不規則な長方形である。中軸伽藍の配置は、中門、講堂に取り付く回廊に囲まれた範囲に、西に金堂、東に塔が並び建てられた法起寺式で、南北64m、東西74mの規模を持つ。講堂の北には僧坊と考えられる建物が配置されている。なお、南門等は確認されていない。

出土遺物は豊富で、下野薬師寺の系統を引く軒平・軒丸瓦のほか、極先瓦、多数の埴伝片、塑像片、風鐸、蓮華文が描かれた花崗岩製の舍利孔蓋などが検出された。このうち、東国ではまれな埴伝や極先瓦、舍利孔蓋の蓮華文は、この寺院が極めて色濃い畿内的な特徴をもつことを示している。また、創建期の瓦は、廃寺の北東約500mにある結城八幡瓦窯跡で生産されている。

土器や瓦から、結城廃寺は、8世紀前半に建立され、10世紀中頃から後半に焼失したと考えられる。「法成寺」とへら書きされた文字瓦があり、『将門記』にみえる結城郡法城寺にあたる可能性が高いことも指摘されている。なお、鎌倉時代に寺域の東西幅を約60m減じて、再興され、室町時代中頃に廃絶している。

結城廃寺跡は、いわゆる七堂伽藍を備えた大規模な地方寺院であるとともに、埴伝、蓮華文石蓋、極先瓦など、古代東国にあって極めて強い畿内的な特徴を持つ寺院跡であり、仏教文化の東国への伝播と東国での発展を考える上で極めて重要な遺跡である。よって、この寺に創建時の瓦を供給した結城八幡瓦窯跡とともに史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(「月刊文化財」平成14年7月号より)

(2) 追加指定

① 指定告示

平成 29 年 10 月 13 日 文部科学省告示第 143 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 29 年 10 月 13 日

文部科学大臣 林 芳正
(以下略)

② 指定説明

結城廃寺跡は、関東平野北部にあたる下総台地西北部の鬼怒川西岸に所在する古代寺院跡である。この地は下総国の北端に位置する古代の結城郡のほぼ中央にあたり、結城郷に比定されている。結城市教育委員会は、昭和 56 年度より確認調査等を行い、寺院跡の存在を確認した。そして、昭和 63 年度から平成 7 年度の 8 次にわたる発掘調査を行い、その詳細を把握した。また、結城八幡瓦窯跡は、昭和 28 年に高井悌二郎により調査が行われたのを嚆矢に、平成 12・13 年度には結城市教育委員会が内容確認調査を行い、合計 4 基の窯を確認した。

寺域は、溝により区画されており、南東角を欠く南北約 250m 前後、東西約 180m の不規則な長方形である。中樞伽藍の配置は、中門、講堂に取り付く回廊に囲まれた範囲に、西に金堂、東に塔が並び建てられた法起寺式で、南北 64m、東西 74m の規模をもつ。講堂の北には僧坊と考えられる建物が配置されている。なお、南門等は確認されていない。

出土遺物は豊富で、下野薬師寺出土瓦の系統を引く軒平・軒丸瓦のほか、極先瓦、多数の埴仏片、塑像片、風鐸、蓮華文が描かれた花崗岩製の舍利孔蓋などが検出された。このうち、東国ではまれな埴仏や極先瓦、舍利孔蓋の蓮華文は、この寺院が極めて色濃く畿内的な特徴をもつことを示している。また、創建期の瓦は、結城廃寺の北東約 500m にある結城八幡瓦窯跡で生産されている。

土器や瓦から、結城廃寺は、8 世紀前半に建立され、10 世紀中頃から後半に焼失したと考えられる。「法成寺」とへら書きされた文字瓦があり、『将門記』にみえる結城郡法城寺にあたると思われる。なお、鎌倉時代に寺域の東西幅を約 60m 減じて、再興され、室町時代中頃に廃絶している。

結城廃寺跡は、いわゆる七堂伽藍を備えた大規模な地方寺院であるとともに、埴仏、蓮華文石蓋、極先瓦など、古代東国にあって極めて強い畿内的な特徴をもつ寺院跡であり、仏教文化の東国への伝播と東国での発展を考えるうえで重要な遺跡であることから、この寺に創建時の瓦を供給した結城八幡瓦窯跡とともに平成 14 年に史跡に指定された。今回は既存指定地の東部と南部の条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。（「月刊文化財」平成 29 年 9 月号より）

3 指定範囲

指定面積 56,360.86 m²

(うち結城廃寺跡 55,162.86 m²、結城八幡瓦窯跡 1,198.00 m²)

※面積は、地籍調査後の実測面積

指定基準 三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

(「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)」)

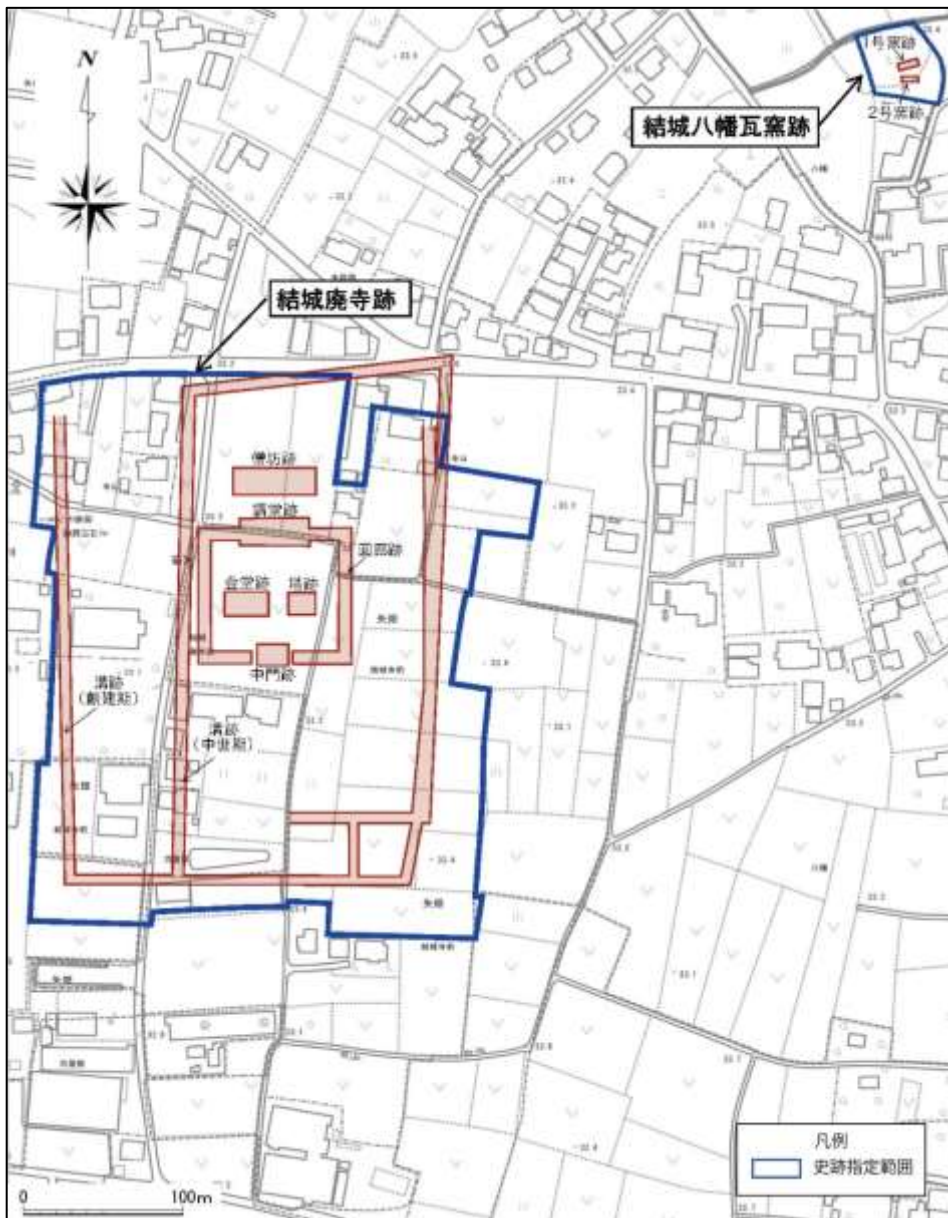
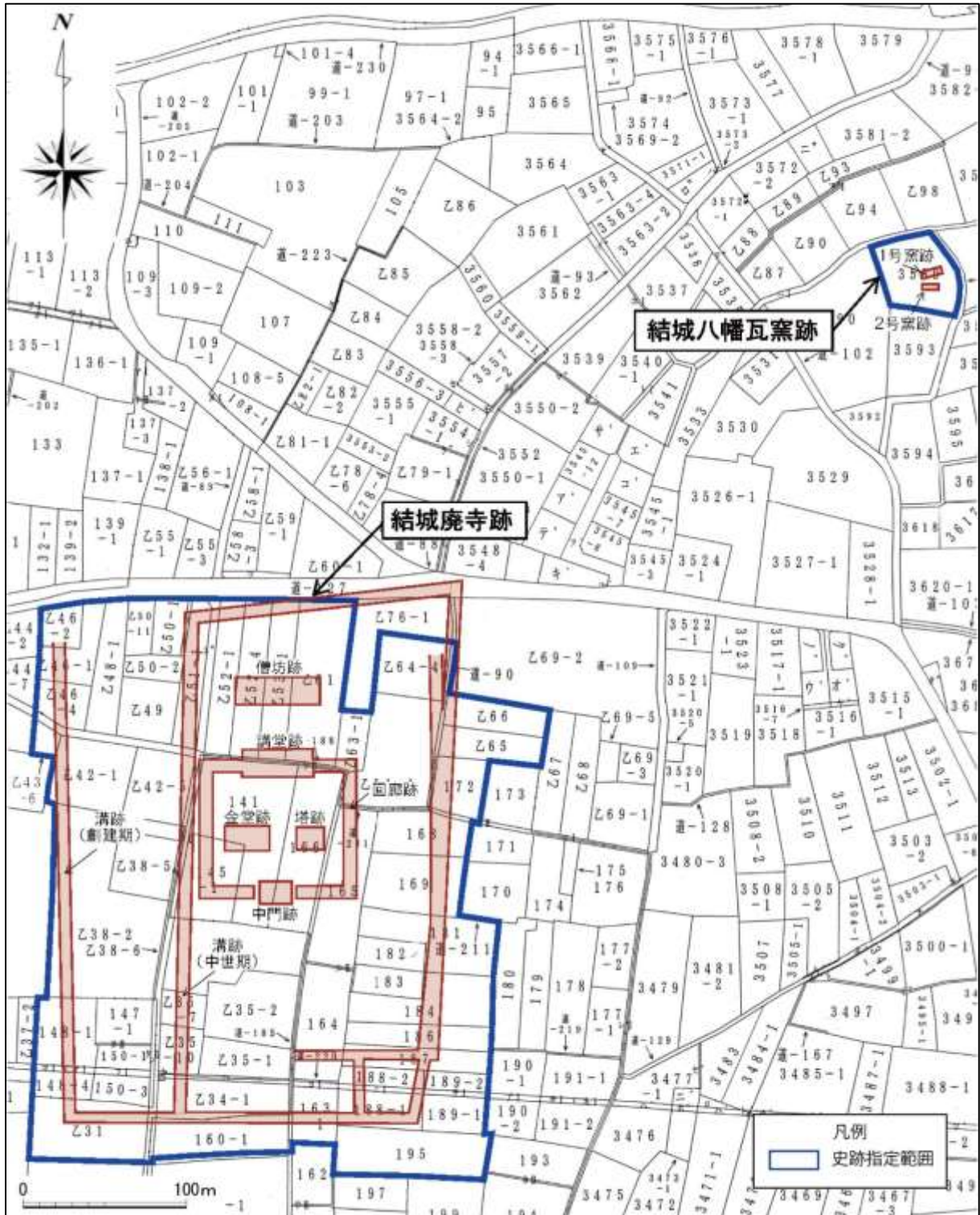


図3-2 史跡指定地範囲



住所表記凡例

図面表記	地番
マ I	148-5
ケ I	149-3
フ I	150-4
コ I	163-2

図面表記	地番
エ I	188-3
テ I	189-3
ト	乙 35-9
ホ	乙 34-4

図面表記	地番
へ	乙 35-8
ヌ	乙 38-4
ル	乙 38-10
ヲ	乙 50-4

図 3 - 3 地籍図

4 土地所有の状況

指定地の大部分は市有地となっている。一部は民有地であるが、現在、公共施設の用地及び道路敷となっている（図3-4）。

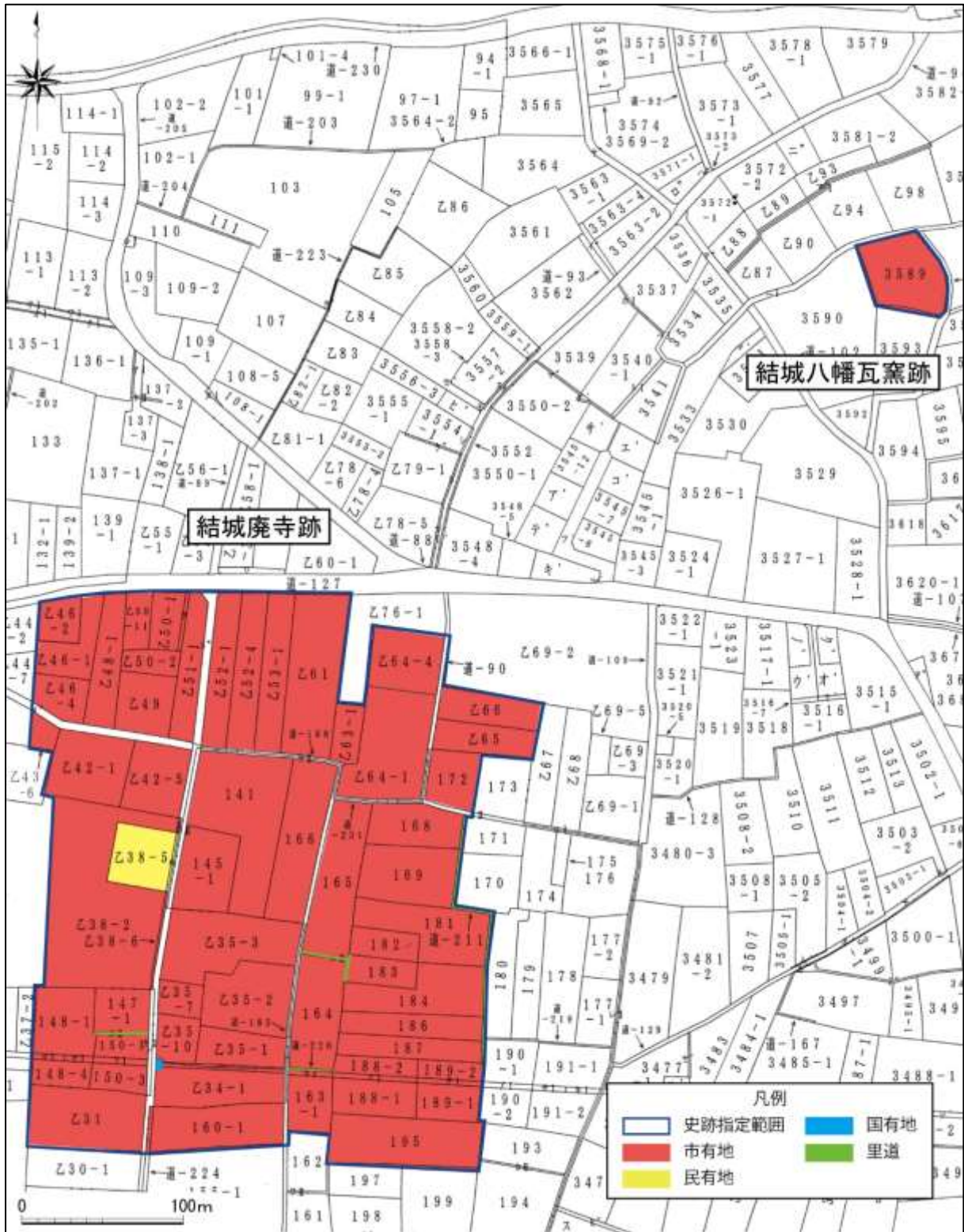


図3-4 所有者別地図

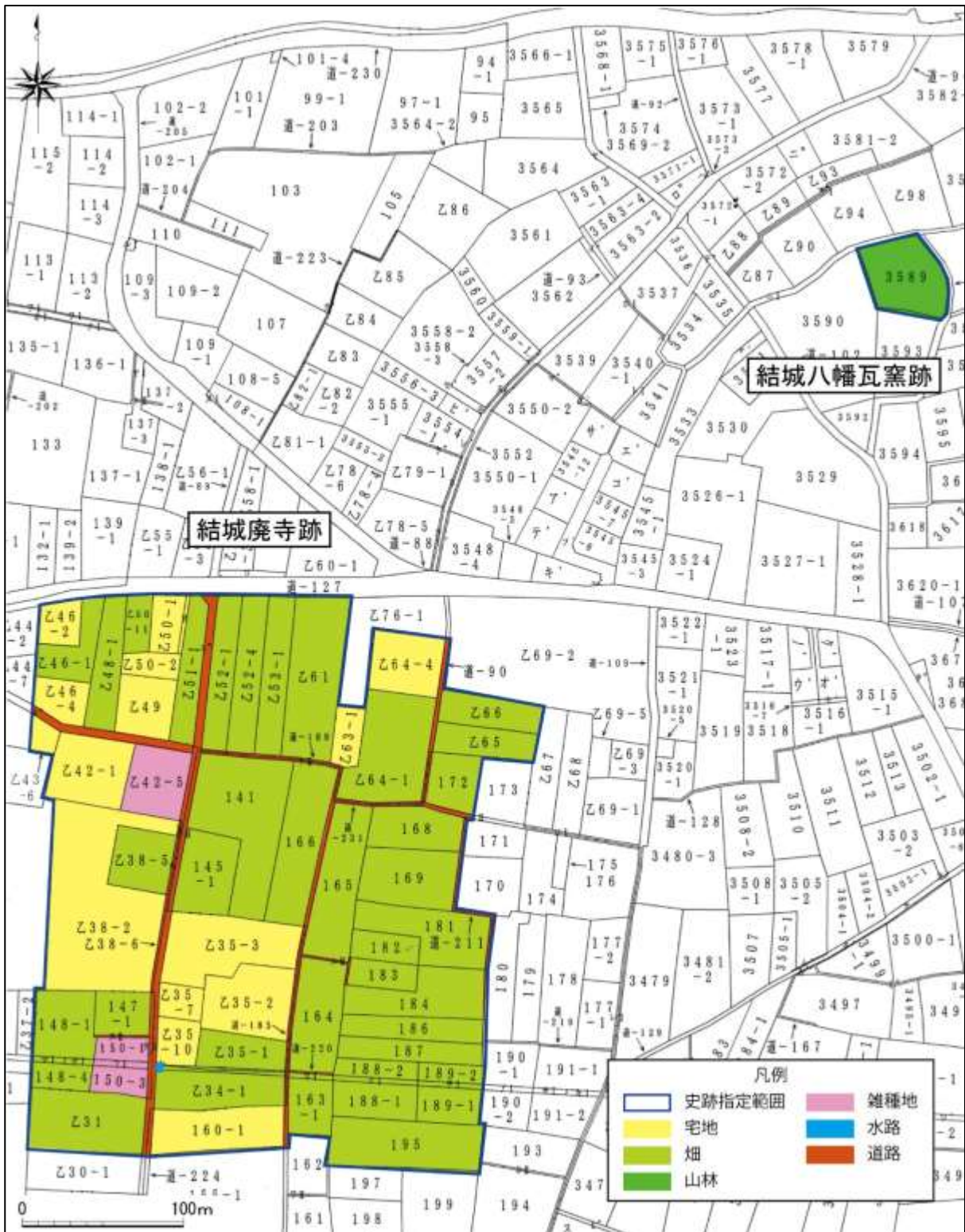


図3-5 登記地目図

5 史跡指定に係る課題

本史跡における指定の状況や保存管理に係る課題は次のとおりである。

- ・ 寺城北東部が未指定である。
- ・ 指定地内はほぼ公有化が行われているが、未取得の私有地（上山川就業改善センター敷地内及び市道）が2筆ある。将来的に公有化する必要がある。
- ・ 霞ヶ浦用水の給水管の蓋部分が国有地となっている。整備にあたり農林水産省との調整が必要である。
- ・ 指定地の隣接地では、外郭施設や運営施設、窯跡などの重要遺構が埋蔵されている可能性があるが、未調査にとどまっており追加指定などの目途はない。将来的な追加指定の可能性を視野に入れ、継続的な状況把握が必要である。

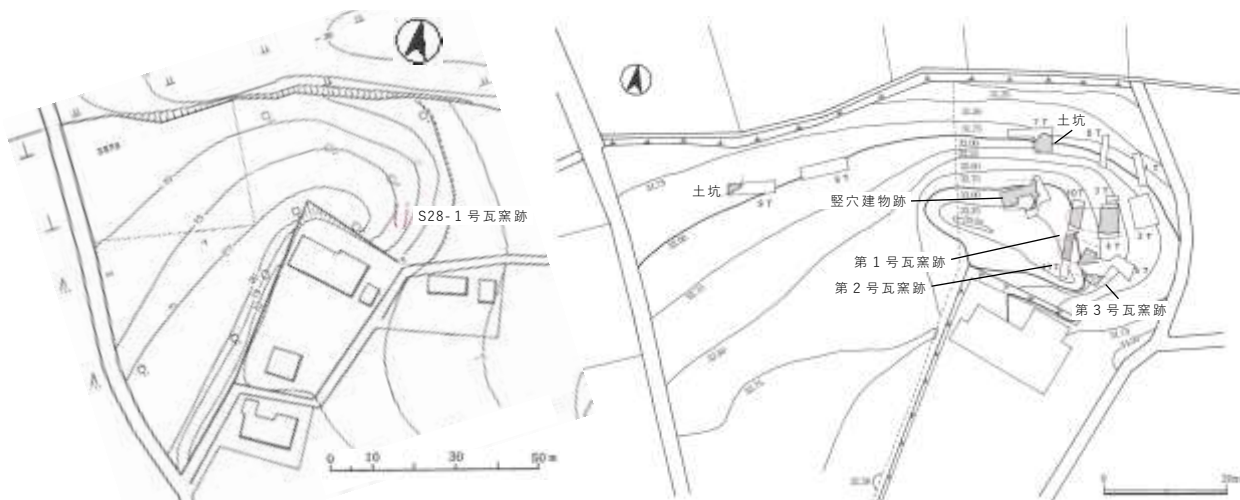
第2節 史跡の概要

結城廃寺跡では、遺構残存状況と寺域の範囲を確認するために、昭和63年度(1988)から平成7年度(1995)まで発掘調査を実施した。調査にあたっては奈良国立文化財研究所(現独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、以下「奈文研」という。)の指導を受けている。調査区については、図3-6のとおりである。

結城八幡瓦窯跡では、昭和28年度(1953)及び平成12年度(2000)から13年度(2001)に発掘調査を実施している。調査区については、図3-7のとおりである。



図3-6 結城廃寺跡調査区位置図



昭和28年度(1953)調査区

平成12年度(2000)・13年度(2001)調査区

図3-7 結城八幡瓦窯跡調査区位置図

1 結城廃寺跡

(1) 調査概要

結城廃寺跡は、8次にわたる発掘調査によって、約45,000㎡の広大な寺域を有する「法起寺式伽藍配置」の寺院であったことが判明した。また、出土遺物では多量の土器や瓦埴類に加えて、極先瓦や埴仏、塑像、塔心礎舍利孔石蓋などの特徴的な遺物が出土したことにより、畿内色が強い寺院であったことも判明した。

上山川就業改善センター建設工事に伴う確認調査（昭和56年度（1981）） 元は上山川公民館が建っていた場所である。攪乱がひどく、状況把握が困難であったが、竪穴建物状遺構、瓦溜、溝跡を確認している。この溝跡は、第1次調査で創建期の区画溝（SD-1）であることが判明した。また、五輪塔や宝篋印塔など中世遺物も出土した。

礎石出土に伴う調査（昭和56年度（1981）） 地権者から、耕作中に礎石を発見したとの届出を受け、確認調査を実施した。礎石1基と版築遺構（第1次調査で回廊跡と判明）、溝跡を確認。礎石は原位置を保っていなかった。

上山川就業改善センター浄化槽設置工事に伴う立会調査（昭和56年度（1981）） 上山川就業改善センター北側に浄化槽を設置する際に実施し、溝状遺構を確認した。

分布調査（昭和58年度（1983）） 寺域推定地一帯を、畑一筆ごとに細かく分布調査を行った。遺物の分布状況は、発掘調査によって判明した伽藍中心地で多く見られ、特に瓦片が顕著であった。この地区では、土師器や須恵器といった土器類が多く散布する状況であった。また、後の発掘調査で竪穴建物跡が多数検出されている。

上山川就業改善センター排水溝設置工事に伴う立会調査（昭和62年度（1987）） 上山川就業改善センター南側のグラウンドに排水溝を設置する際に実施し、溝状遺構を確認した。また、溝状遺構の確認地点から北側2mにトレンチを設定し、同じ溝状遺構を確認した。調査の成果から、寺域の区画溝の西側と推定した。なお、この溝は第1次調査で創建期の区画溝（SD-1）と判明している。

範囲確認調査（昭和63年度（1988）から平成7年度（1995）） 第1次調査から、寺院跡の範囲と伽藍配置、遺構の保存状態を確認するために、奈文研の指導の下に、本格的な学術調査を開始する。調査の結果、金堂跡・塔跡・講堂跡・中門跡・回廊跡・僧坊跡などが確認され、多量の土器や瓦類と共に、塑像や埴仏、極先瓦、塔心礎舍利孔石蓋といった多種多様の遺物が出土した。また、中世から近世にかけての土器や陶磁器、墓石なども出土している（図3-6）。



図3-8
結城廃寺跡 第2次調査 空撮
中門跡・塔跡・講堂跡（南から）

(2) 調査の成果

発掘調査によって、金堂跡、塔跡、講堂跡、中門跡、回廊跡、僧坊跡が確認され、「法起寺式伽藍配置」であることが判明した。これらの建物は創建期に建立されたものであるが、現在、基壇は基部の一部を残すのみで、主に掘込地業を検出している。そのため、基壇の規模は一部を除き不明である。なお、基壇及び掘込地業は、版築して築いている。また、中世期の建物跡は検出されていない。その他の遺構では、創建期及び中世期の区画溝や竪穴建物跡、掘立柱建物跡などを確認した。

金堂跡 掘込地業の規模は、東西 15.5m、南北 12.8m、深さ約 25 cm である。掘込地業の版築土の土質は、最下層に黒色土を 10 cm ほど敷き、その上に黄色土に黒色土や褐色土を混ぜ合わせた土を数 cm ずつ積み重ねたものである。掘込地業の東・南・西縁部からは、20～30 cm ほどの川原石が、北縁部からは、瓦片が一行に並べて置かれた状態で確認された。これらは基壇化粧の一部と考えられ、これにより推定される基壇は、東西 13.5m、南北 11.5m となる（図 3-9、10、11）。基壇を構成する土層が最大で 10 cm 程度確認された。礎石及び礎石の据付穴は削平され確認できない。川原石の外側からは、直径約 20 cm、深さ約 30 cm の足場穴と考えられる穴が 34 基検出された。



図 3-9 金堂跡（西から）



図 3-10 金堂跡基壇北東部（東から）

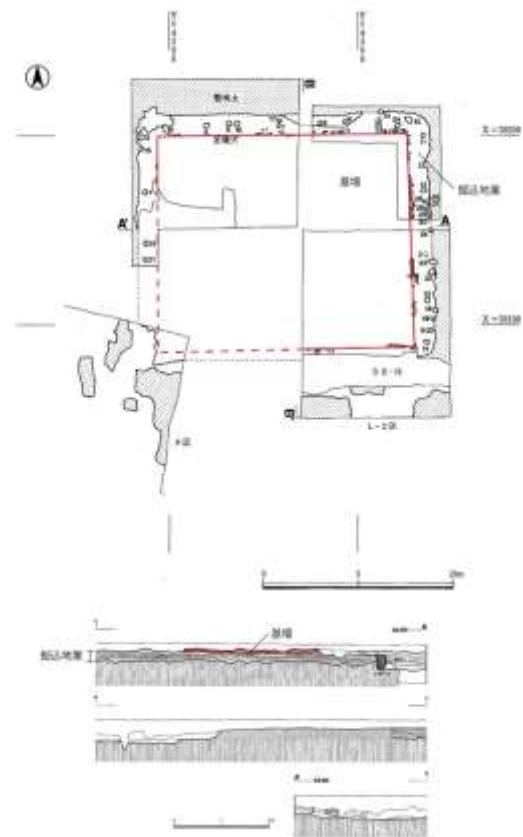


図 3-11 金堂跡

塔 跡 塔跡の掘込地業は3重構造になっていることが確認された。掘込地業の版築土層は主に黄色土を用いている。最初に、塔跡の中央部分に、東西8m、南北9m、深さ1.6mの第1の掘込地業が行われ、次に、その外側に、幅1～1.5m、深さ0.5mの溝状の第2の掘込地業が行われている。さらにその外側にも、幅約1m、深さ0.3mの皿状の第3の掘込地業が行われており、3つを含んだ掘込地業の範囲は、1辺が約13mとなる。

第2と第3の掘込地業にまたがるように、足場穴と考えられる柱穴痕が10基検出された。この柱穴痕は直径0.5～1m、深さ1mで、2.5m間隔で並ぶ。第2の掘込地業を掘り込んでおり、抜き取られた後に、第3の掘込地業が行われていた。推定される塔基壇の大きさは約9～10m四方となる。第3の掘込地業の版築土の中には、凝灰岩のかけらが多く含まれている。礎石及び礎石の据付穴は削平され確認できない。

掘込地業の中央からは半地下に据えられた塔心礎が検出された。塔心礎は花崗岩製で、直径約1.6mの隅丸方形で、中心部分の厚さは推定で約0.7～1mである。また、直径90cmの柱座が掘り込まれ、その中央には、直径17cm、深さ10cmの半球状の舍利孔が造られている。また、舍利孔には五弁の蓮華文が描かれた石蓋が残されていた(図3-12、13、14)。



図3-12 塔跡(南東から)



図3-13 塔心礎(東から)

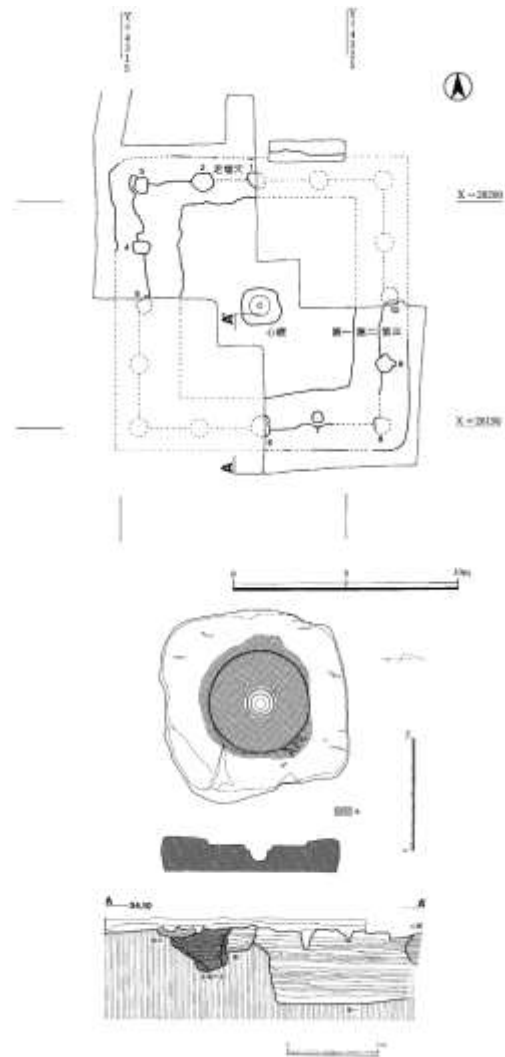


図3-14 塔跡

講堂跡 掘込地業の規模は、東西約 30 m、南北約 17m、深さ約 60 cmである。南西部で、最大厚 15 cmほどの基壇の一部を確認した。基壇の版築土は褐色土や黒色土、黄色土をそれぞれ 5 cmから 10 cmの厚さで積み重ねている。礎石及び礎石据えつけ穴は削平され確認できない。基壇の最下層には、数cmから 20 cmほどの川原石や瓦片が敷き詰められていた。また、講堂跡の両側面のやや前方（南側）に回廊跡が取り付いており、回廊跡の掘込地業が後に造られていることが確認された（図 3-15、16）。



図 3-15 講堂跡（東から）



図 3-16 講堂跡

中門跡 掘込地業の規模は、東西約 16 m、南北約 12m、深さは約 50 cmである。掘込地業の土質は、黒色土や褐色土、黄色土を数cmずつ交互に積み重ねて、丁寧な版築を行っている。礎石及び礎石据えつけ穴は削平され確認できない。掘込地業の周囲には、足場穴と考えられる直径 30~60 cm の柱穴痕が 17 基検出された。



図3-17 中門跡（南から）

回廊跡は中門跡の側面中央部に取り付いているが、中門跡と回廊跡の掘込地業は接していない。なお、中門跡の掘込地業の主軸が $N-3^{\circ}-W$ とやや西に傾いているため、南面西回廊跡の掘込地業の位置は、南面東回廊跡の掘込地業より約 1 m、南側にずれている（図3-17、18）。

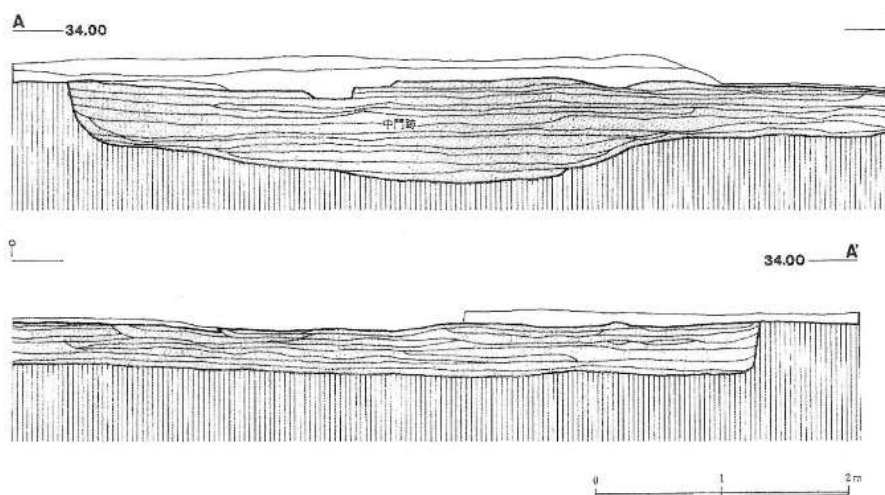
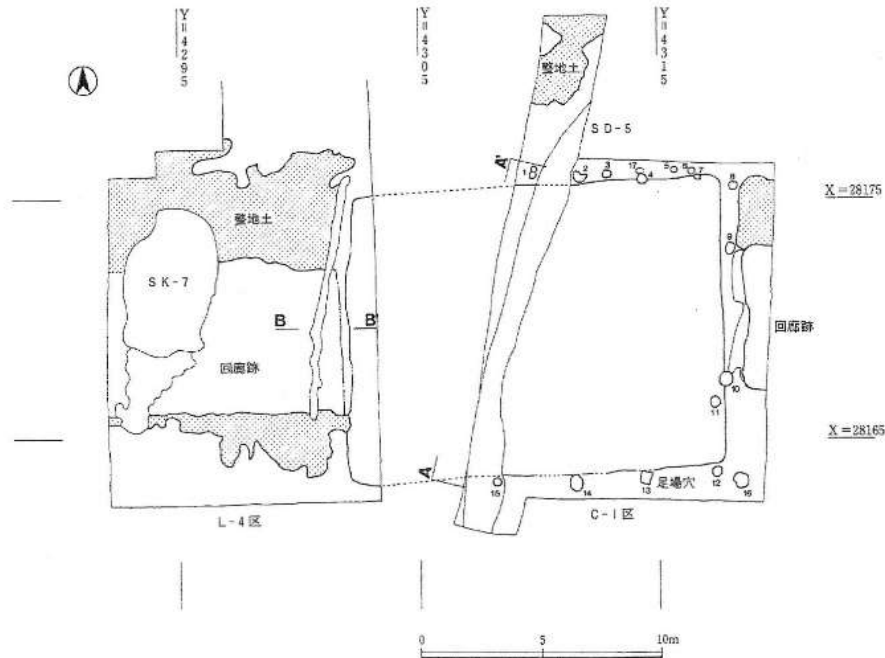


図3-18 中門跡

回廊跡 回廊跡は、南西隅部と東面回廊跡、北西隅部の一部、講堂跡と中門跡の取り付き部分を確認した。掘込地業の規模は、幅約6m、深さ約30cmである。回廊基壇の盛土が20～30cm残る。下層遺構の上部に設けられた部分では約70cmの掘込地業が確認された。盛土の土質は、最下層に凝灰岩片を含んだ黒色土を約15～20cmほど敷き、その上に褐色土や黄色土を3～4cmの厚さで版築を行っている。



図3-19 回廊跡南西隅（北から）

なお、基壇上には礎石は残されていなかったが、礎石の下に置かれた根石を南西隅部で15か所、東面回廊跡で4か所、北西隅部で1か所の計20か所確認した。根石の位置から復元できる回廊は単廊で、柱間寸法は、梁行・桁行ともに3.6mである。また、東面回廊跡と西面回廊跡の外縁部間の距離は約74m、北面回廊跡と南面回廊跡の外縁部間の距離は約66mである（図3-19、20）。

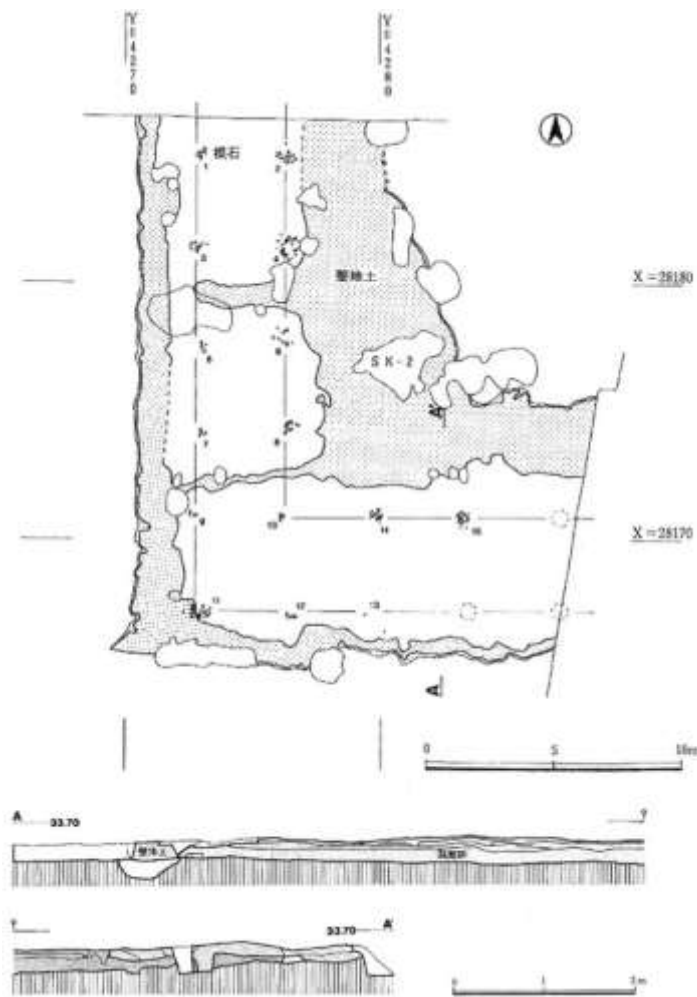


図3-20 回廊跡南西隅

僧坊跡 掘込地業の東端部のみを確認。規模は南北約 14m、深さ約 55 cm である。西側は未確認であるが、伽藍中軸線によって復元すると東西約 38m となり、東西に細長い建物となるため、僧坊跡と考えられる（図 3-21）。

掘込地業の深さは約 55 cm で褐色土や黒色土などを用いて丁寧な版築を行っている。

区画溝 結城廃寺跡の四方は溝によって区画されており、創建期に掘られた溝（SD-1）と、中世期に掘られた溝（SD-4）が確認された。

SD-1 の断面は、基本的に逆台形であり、規模は上幅 1.3~2.9m、底幅 0.5~1.7m、深さ 0.5~1.4m と場所によって異なる。また、溝で区画されている寺域の範囲は、東西約 180m、南北約 250m で、推定寺域面積は 45,000 m² である。

SD-4 は断面V字型で、規模は上幅 1.5~3.2m、底幅 0.4~0.8m、深さ 1.2~1.7 m で、西溝がやや小さめ

であるが、ほぼ同規模である。各溝の主軸はやや振れているため、中世期の寺域は南北に長いややいびつな長方形となり、東西幅が南辺部で約 111m、北辺部で約 132 m、南北幅が西辺部で約 250m、東辺部で約 266m となり、寺域面積は 31,000 m² である（図 3-22）。

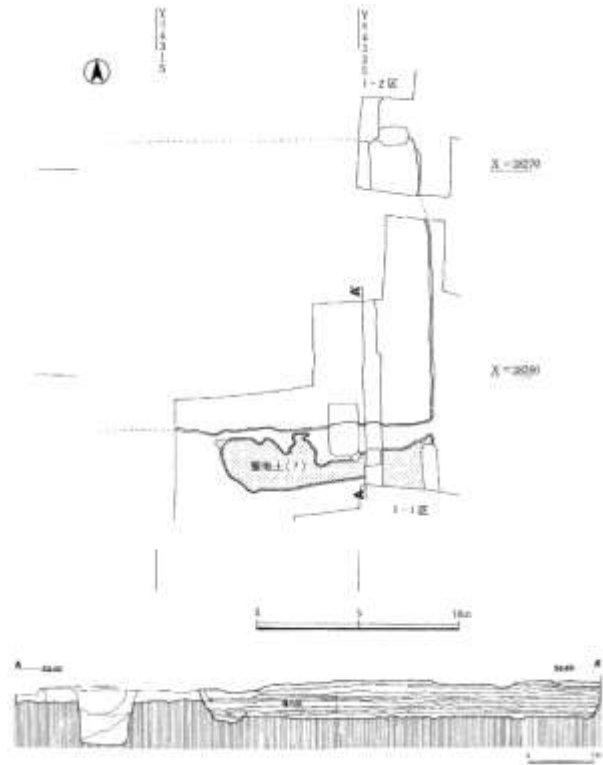


図 3-21 僧坊跡

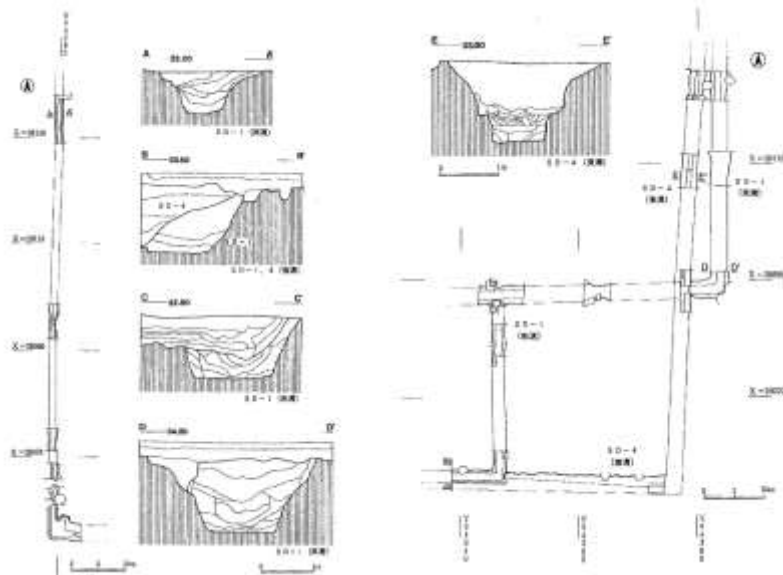


図 3-22 区画溝

瓦溜 結城廃寺跡からは、多量の瓦が廃棄された土坑が 3 基確認された。特に、金堂跡西側の瓦溜（SK-1）からは、多量の瓦類や土器とともに、埴仏や塑像、壁土、炭化材、焼土が出土し、土器の年代から 10 世紀頃に寺院が焼失したことが判明した。

(3) 主な出土遺物

発掘調査によって軒丸瓦、軒平瓦、極先瓦などの瓦埴類のほか、^{そぞう}塑像や^{せんぶつ}埴仏、^{とうしん}塔心礎^{そしやりこういしぶた}舍利孔石蓋、^{ふうたく}風鐸、^{すいえん}水煙など貴重な遺物が多数出土した。

軒丸瓦 12種類が出土している。創建時に使用された軒丸瓦は、^{めんたがいきよしもんえんふく}面違鋸齒文縁複弁^{べん}8葉蓮華文軒丸瓦と^{だんたがいふくせんもんえんたんべん}段違幅線文縁単弁^{べん}10葉蓮華文軒丸瓦で、やや遅れて面違鋸齒文縁単弁^{べん}16葉蓮華文軒丸瓦が使用されたと考えられる。これら3種の軒丸瓦が主体的で、段違幅線文縁単弁^{べん}10葉蓮華文軒丸瓦は金堂跡周辺から多く出土した。

面違鋸齒文縁複弁^{べん}8葉蓮華文軒丸瓦は、新治廃寺跡（茨城県筑西市）の軒丸瓦と文様が酷似する。また、下野国分寺跡（栃木県下野市）の影響を受けて製作された瓦や下総国分寺跡（千葉県市川市）と同じ文様の瓦が出土している。

軒平瓦 5種類出土している。創建期に^{じゅうこものきひらがわら}重弧文軒平瓦（三重弧・四重弧・五重弧）、^{きんせいからくさもん}均整唐草文軒平瓦を用いていたと考えられる。これらの軒平瓦は、全て段顎である。また、^{ねんどいたおけまきづく}重弧文軒平瓦は粘土板桶巻造りで製作されており、四重弧文軒平瓦が比較的多く出土し、三重弧文軒平瓦及び五重弧文軒平瓦は若干少ない出土傾向にある。

均整唐草文軒平瓦は、下野薬師寺跡（栃木県下野市）と酷似する文様であり、面違鋸齒文縁単弁^{べん}16葉蓮華文軒丸瓦と同時期に使用されたと考えられる。また、下総国分寺跡で出土した^{じゅうかくもん}重郭文軒平瓦（直線顎）と同系統の軒平瓦も出土している。

極先瓦 ^{たるまさきがわら}一辺 13.2 cmの正方形で、外区に連珠文、内区に8葉の蓮華文が配される。四隅には釘穴があげられている。この瓦によって、使用された建物が角極であったことが判明した。また、極先瓦が出土したのは、東日本初である。金堂跡周辺からの出土が多いため、金堂跡で使用された可能性がある。

文字瓦 SD-1の覆土中より^{ほうじょうじ}「法成寺」とへら書きされた丸瓦片が出土し、結城廃寺の法号が明らかになった（図3-23）。さらに、平将門の乱を記した^{しょうもんき}「将門記」に記される「結城郡法城寺」に比定される寺院であることが、文字瓦によって確認された。この他、「新治」や^{ゆうき}「有支」などの文字瓦も出土している。「新治」は常陸国新治郡をあらわし、創建期から新治郡や新治廃寺との深い関係を示している。「有支」は地名または人名の可能性がある。

塑像 右脚部1点、蓮華座9点、^{えもん}頭髮3点、衣紋部3点が出土した。右脚部は、右足の甲から爪先にかけての部分と蓮華座の一部が残る。衣紋部3点のうち1点は、丈六仏と考えられ、伽藍地南東部から出土した。右脚部・蓮華座・頭髮は金堂跡南側の瓦溜（SK-1）から出土した（巻頭写真図版2下段右）。



図3-23 極先瓦、文字瓦「法成寺如」

埴 仏 主に瓦溜（SK-1）から廃棄された状態で出土した。出土したのは、阿弥陀如来坐像（現存縦 16.9cm・現存横 15.0cm）、観音菩薩立像（現存縦 17.6cm・現存横 6.3cm）、勢至菩薩立像（現存縦 15cm・現存横 8.4cm）、薬師如来立像（現存縦 17.8cm・現存横 6.7cm）、如来倚像（現存縦 13.0cm・現存横 5.6cm）など約 10 種類 64 点で、多量の埴仏が出土したのは東日本初である。なかには、金箔が一部残る個体や、固定するために鉄釘を用いた個体も出土している（巻頭写真図版 2 下段左）。

埴仏のデザインはほとんどが結城廃寺独自のものであるが、如来倚像は法隆寺蔵の銅板如来三尊像と、如来坐像（現存 5.0cm・現存横 4.3cm）は法隆寺献納宝物（東京国立博物館蔵）の押出二観音及三如来像（国重要文化財）と同原型資料である。

塔心礎舍利孔石蓋 塔心礎の中心に造られている舍利孔に蓋をした状態で出土した。石蓋は、塔心礎と同質の花崗岩製で、直径 24 cm、厚さ約 4 cm、一方の面が平滑に磨き上げられ、そこに 5 弁の蓮華文が描かれている。蓮華文の輪郭線は黒色顔料、蓮実部分には黄色顔料（黄土）、蓮弁部分には赤色顔料（ベンガラ）、蓮弁の外側部分には緑色顔料（緑土）が使用されている。蓮華文の描かれた石蓋が出土したのは、全国初である（巻頭写真図版 2 上段）。

金属製品 風鐸や水煙と考えられる青銅製品や鉄釘などが出土しており、創建当時の建物に使用されたと考えられる。

墨書土器 「大寺」や「寺」、記号などが書かれた土器（土師器・須恵器）が多量に出土している（図 3-24）。



図 3-24 墨書土器



図 3-25 出土瓦埴類

(4) 遺構の変遷

結城廃寺跡の遺構は、主に奈良時代（創建期）、平安時代、中世の3つの時期に分けられる。

奈良時代（創建期） 結城廃寺が創建されたのは、8世紀前半と考えられ、主要伽藍である金堂、塔、講堂、中門、回廊、僧坊が建てられ、寺域の区画溝もこの時期に掘られている。また、寺域の周辺には、竪穴建物（SI-2・3）が建てられている。

平安時代 結城廃寺は、平安時代にも存続していたが、次第に規模も縮小され、寺域の明確な区画もなくなっていったと考えられ、寺域内にも竪穴建物（SI-1・8）が建てられるようになった。

中心伽藍は、10世紀中頃から後半の間に、火災によって焼失しており、この時焼け落ちた瓦を集めて捨てられた場所が瓦溜 SK-1 である。そこには金堂に存在したと考えられる塑像や多量の埴仏が廃棄されていた。なお、創建期の区画溝（SD-1）も、この時期に埋没したと考えられる。

中世 鎌倉時代に入ると、当地を治めた結城氏や山河（山川）氏の庇護を受け、修復されていったと考えられ、新たに寺域四方の区画溝（SD-4）が掘り直されている。

しかし、中世期の建物跡や瓦は確認されていない。これは、中世の建物は、地面に直接礎石を設置し、その上に柱を立てて造られ、屋根には瓦を葺いていなかったためと考えられる。

(5) 調査上の課題

結城廃寺跡において、これまでの発掘調査で確認できなかった遺構及び詳細が不明となっている遺構は次のとおりであり、今後の課題として挙げられる。

主要伽藍 南門跡、経蔵跡、鐘楼跡が未確認である。また、僧坊跡も東端部分を検出したのみである。

区画溝 創建期に掘られた区画溝のうち、北溝は検出されていない。結城廃寺跡北側の道路を拡張する際に、西溝の延長線上において、道路の北側の畑を試掘調査した際には溝跡は検出されず、結城廃寺跡西側の谷頭が道路の北側に延びていることが確認されたことから、結城廃寺跡の北限も、北側の道路付近と推定される。

また、史跡南東部で確認された区画溝が、どこまで延びているのか確認する必要性もある。

周辺施設 伽藍地東側のH区・N区・O区で、8世紀から10世紀にかけての竪穴建物跡群が確認されており、寺院の造営や運営に係わる施設が展開していると考えられるが、一部検出にとどまっており、詳細は不明である。

講堂以北僧坊周辺や区画溝の時期変遷に関連して未確定遺構や詳細が不明な遺構が存在し、史跡の全体像の把握が不十分である。

寺院伽藍中門以南の遺構の様子が全く不明である。

その他 指定地及び周辺の詳細な地形図がない。

2 結城八幡瓦窯跡

(1) 調査概要

昭和28年度(1953)調査 高井悌三郎氏による調査が行われた。推定で全長5m以上の半地下式^{あな}窰を1基検出した。出土遺物から、結城廃寺創建期に使用された瓦を生産していた瓦窯跡であることが判明した。

確認調査(平成12年度(2000)から平成13年度(2001)) 瓦窯跡の範囲確認及び遺構の保存状況確認の調査を実施し、台地の東斜面から半地下式の窰3基、台地北斜面と東斜面から土坑2基、台地上部から竪穴建物跡1軒を確認した。出土遺物から、結城廃寺創建期の瓦を生産していたことが判明した(図3-7)。

(2) 調査の成果

発掘調査によって、瓦窯跡4基、竪穴建物跡1軒、土坑2基が確認された。

S28-1号瓦窯跡 昭和28年度(1953)調査で確認された瓦窯跡で、台地南側斜面に位置する。抜根などによる損壊が著しく詳細不明であるが、推定全長5m以上の半地下式窰である。燃焼部は長さ1.5m、焼成部は4mほど残存していた。燃焼部の傾斜は 20° と急で、2mほどで焼成部となる。なお、焼成部は平坦である。燃焼部から^{しび}鴟尾や^{ぼうすいしゃ}紡錘車が、焼成部からは軒丸瓦Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類や軒平瓦Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類、丸瓦、平瓦、^{せん}塼、^{のし}熨斗瓦、須恵器などが出土している。また、須恵器坏底部に「寺」とへラ書きされた個体も出土している。



図3-26 第1号瓦窯跡(南から)

第1号瓦窯跡 台地斜面に造られた半地下式の窰で、一度造り替えが行われており、1次窰、2次窰の2つの窰体が検出された。

1次窰の全長は5.84mで、燃焼部が1.4m、焼成部が4.44mである。焼成面は、幅が1.4mで、床面は段差がなく平坦で、傾斜は約 7° である。また、燃焼部内に残された瓦の中で、平瓦の叩き板の文様をみると、無文と縄叩き文が大部分であるが、彫りの浅い斜格子文(斜格子Ⅰ類)も少数含まれている。

2次窰は、1次窰の上方約50cmに造られ、窰の先端部分が未検出であるが、全長は推定7mで、燃焼部が1.1m、焼成部が推定5.9mである。焼成面は、幅が1.2mで、床面は段差がなく平坦で、焼台として平瓦や熨斗瓦が敷き詰められており、傾斜は約 8° から 10° である。なお、焼成部内の平瓦の叩き板の文様は無文と縄叩き文のみであり、焼台に使用されていた平瓦の叩き板は、縄叩き文や無文が多く、斜格子Ⅰ類も少数含まれている。

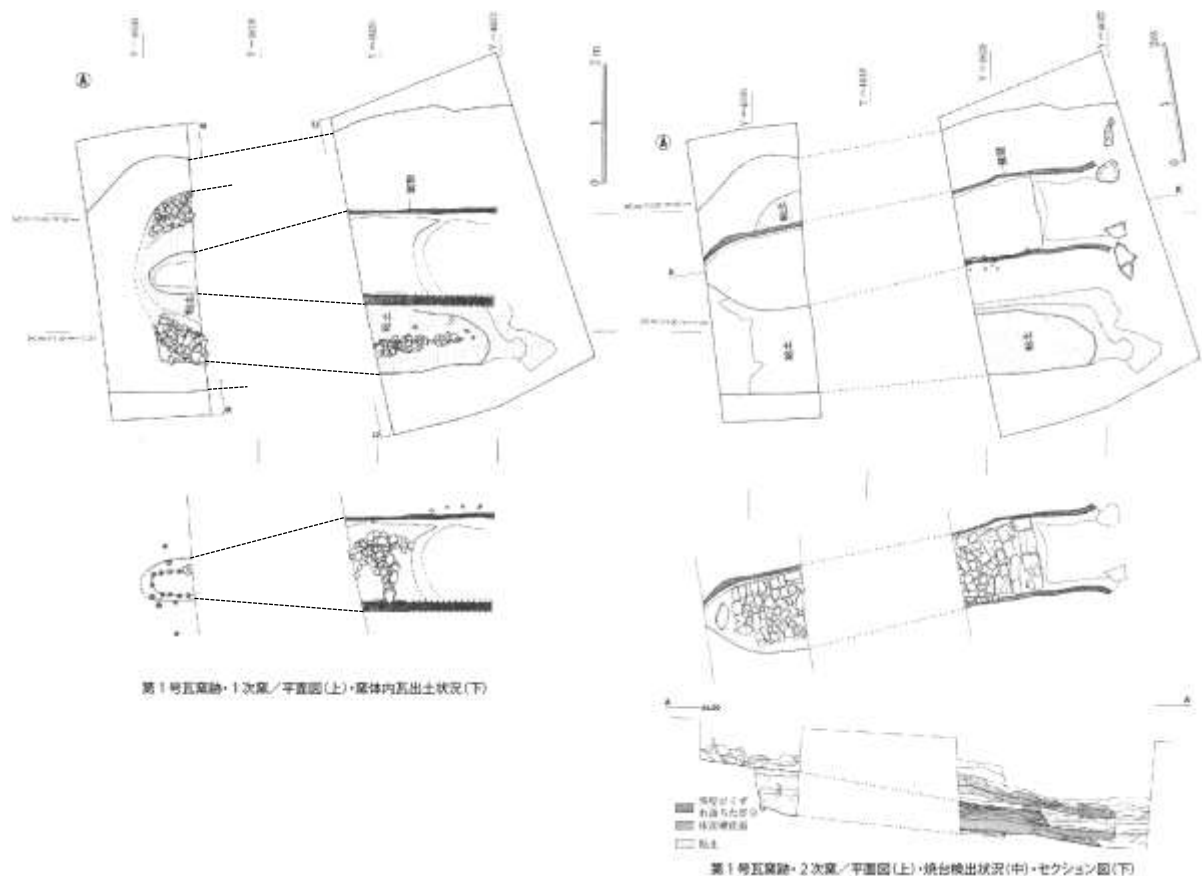


図3-27 結城八幡瓦窯跡 第1号瓦窯跡

また、両側壁の粘土内には瓦積みが施されていたが、これは窯の構築時に造られたものである。この瓦積に使用された平瓦の叩き板は、斜格子Ⅰ類がほとんどであるが、縄叩き文や無文も少数含まれている（図3-26、27）。

第2号瓦窯跡 第1号瓦窯跡の南側約2mの位置に、ほぼ平行して造られている。燃焼部が未検出なため全体の大きさは不明であるが、第1号瓦窯同様に一度造り替えが行われており、1次窯、2次窯の2つの窯体が検出された。

1次窯検出はごく一部であり、詳しい構造は不明であるが、焼成部の床面には段差がなく、約6°の傾斜で緩やかに立ち上がっていると考えられる。

2次窯も全体的な構造は不明であるが、第1号瓦窯跡の2次窯とほぼ同じ構造と考えられる。検出された焼成部の長さは5.1mで、幅は1.2m、床面には段差がなく平坦で、傾斜は約4°から11°である。また、焼成部内の平瓦の叩き板の文様は、第1号瓦窯とは異なり、彫りの深い斜格子文（斜格子Ⅱ類）がほとんどであるが、無文と縄叩き文、斜格子Ⅰ類も少数含まれている。

第1号瓦窯跡と同様の瓦積みが左側壁に施されていた。使用されている平瓦の叩き板は、確認できたものは斜格子Ⅰ類のみであった（図3-28）。

第3号瓦窯跡 第2号瓦窯跡の南側約1.5mの位置に、ほぼ平行して造られている。一部のみの検出で調査は行っていないが、窯壁や側壁部の粘土が検出されたため、瓦窯跡と判断した（図3-28）。

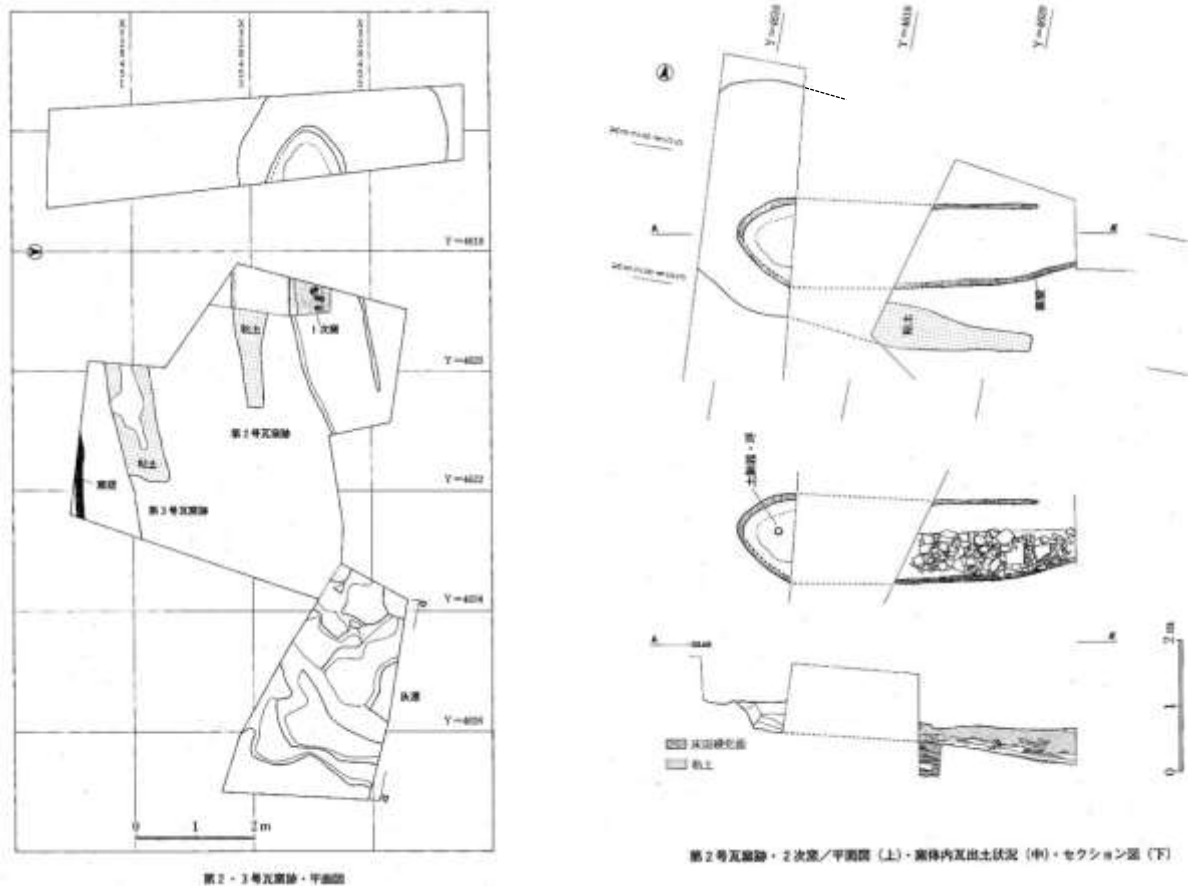


図3-28 結城八幡瓦窯跡 第2・3号瓦窯跡

竪穴建物跡 (SI-1) SI-1 は、第1号瓦窯跡の東側約5m地点の台地平坦面で確認した。約5m四方の方形と考えられ、東壁中央にはカマドが造られている。カマドの構築材として天井部に丸瓦、左袖部は奥から丸瓦、平瓦、四重弧文軒平瓦が、右袖部は奥から丸瓦、四重弧文軒平瓦が使用されていた。なお、平瓦と四重弧文軒平瓦の叩き板の文様は、斜格子I類である。また、SI-1の覆土上層から瓦が多量に遺棄された状態で出土しており、軒丸瓦I類・II類・IV類や丸瓦、平瓦が出土している。工房建物と考えられる。

土坑 (SX-1・SX-2) SX-1は直径約3mの円形状で、底面に広い範囲にわたって白色粘土が確認され、底面から須恵器蓋が出土した。SX-2は詳細不明であるが、SX-1同様に底面から白色粘土が確認された。両土坑とも、粘土保管施設と考えられる。

(3) 調査上の課題

結城八幡瓦窯跡周辺における調査上の課題は次のとおりである。

- 埋蔵文化財包蔵地は、史跡指定地外にも広がっているほか、結城八幡瓦窯跡周辺には別の瓦窯跡が存在する可能性があるが、詳細は明らかとなっていない。
- 極先瓦や埴仏を生産した窯跡や、寺院の補修期の瓦窯跡を含む生産遺跡が未確認である。
- 指定地及び周辺の詳細な地形図がない。

表3-1 調査一覧

結城廃寺跡

調査	調査主体	調査年次	面積 (㎡)	内容
—	結城市教育委員会 領域研究会	S56 (1981) 12.19 ~ S56 (1981) 12.21	74	上山川就業改善センター建設に伴う調査 ・ 竪穴建物状遺構、瓦溜1基、溝1条を確認 ・ 第1次調査で創建期の区画溝と判明
—	結城市教育委員会 領域研究会	S57 (1982) 1.14 ~ S57 (1982) 1.15	11	礎石出土に伴う調査 ・ 礎石1基と版築遺構（回廊跡）、溝状遺構を確認 ・ 礎石は原位置を保っていなかった
—	結城市教育委員会	S57 (1982)	—	上山川就業改善センター浄化槽設置工事に 伴う立会調査 ・ 溝1条を確認
—	結城市教育委員会	S58 (1983)	—	分布調査
—	結城市教育委員会	S62 (1987) 1.24	—	上山川就業改善センター排水溝設置工事に 伴う立会調査 ・ 溝1条を確認 ・ トレンチも設定し、同一遺構を確認 ・ 第1次調査で創建期の区画溝と判明
第1次	結城市教育委員会	S63 (1988) 7.4 ~ S63 (1988) 10.27	700	範囲確認調査（第8次調査まで） A区 ・ 回廊跡の南西隅部を確認 ・ 回廊跡内側の瓦溜から、多量の 埴仏が廃棄された状態で出土 ・ 回廊跡西側から、中世期の寺域 を区画する溝(以下SD-4)の西辺 を検出 B区 ・ 創建期の伽藍域を区画する溝(以 下SD-1)の西辺を確認。伽藍域の西 限が確定
第2次	結城市教育委員会	H1 (1989) 8.7 ~ H1 (1989) 12.9	510	C区 ・ 塔跡、中門跡、講堂跡を確認 ・ 塔跡塔心礎の中央から5弁の蓮 華文が描かれた舍利孔石蓋が出 土 D区 ・ SD-1が南方に延長することを確認

調査	調査主体	調査年次	面積 (㎡)	内容
第3次	結城市教育委員会	H2 (1990) 7.11 ～ H3 (1991) 3.29	950	E区 ・SD-1の南西隅部を検出し、創建期の伽藍域南限が確定 F区 ・回廊跡東面を確認、伽藍中軸線が確定 G区 ・SD-4の北辺を確認 H区 ・SD-4東辺、竪穴建物跡を確認
第4次	結城市教育委員会	H3 (1991) 8.5 ～ H4 (1992) 3.27	670	I区 ・講堂跡、僧坊跡を確認 J区 ・SD-1及びSD-4の南辺が重複して確認 ・SD-1から文字瓦「法成寺」が出土 K区 ・南門跡の確認を試みたが、確認できず
第5次	結城市教育委員会	H4 (1992) 7.15 ～ H5 (1993) 3.26	510	L区 ・金堂跡を確認。「法起寺式」伽藍配置であることが判明
第6次	結城市教育委員会	H5 (1993) 9.13 ～ H6 (1994) 3.25	430	M区 ・竪穴建物跡とSD-4東辺を確認 N区 ・竪穴建物跡を4軒確認
第7次	結城市教育委員会	H6 (1994) 7.11 ～ H7 (1995) 3.16	660	O区 ・竪穴建物跡を8軒、SD-4東辺を確認
第8次	結城市教育委員会	H7 (1995) 11.28 ～ H8 (1996) 3.29	220	P区 ・SD-1東辺を確認。結城廃寺創建期の伽藍域が確定
第9次	結城市教育委員会	R4(2022)		

結城八幡瓦窯跡

調査	調査主体	調査年次	面積 (㎡)	内容
—	高井悌三郎 上山川村教育委員会 常総古文化研究会	S28 (1953) 8.5 ～ S28 (1953) 8.22	—	・窯1基を発掘
第1次	結城市教育委員会	H12 (2000) 10.11 ～ H13 (2001) 3.9	140	範囲確認調査(第2次調査まで) ・1号・2号瓦窯跡及び土坑2基を確認
第2次	結城市教育委員会	H13 (2001) 11.19 ～ H14 (2002) 3.29	120	・1号・2号瓦窯跡の調査 ・3号瓦窯跡・竪穴建物跡を確認

3 構成要素の特定

本史跡の「本質的価値を構成する要素」は、保存活用計画に掲げたとおり、廃寺跡では金堂跡や塔跡、講堂跡、中門跡、回廊跡、僧坊跡などの掘込地業や塔心礎、瓦、土器、塑像、埴仏、塔心礎舍利孔石蓋などがあり、窯跡では窯跡や竪穴建物跡、土坑、瓦、土器など発掘調査で出土した遺構・遺物がある。また、本史跡の立地する地形や小字名もこれらに含めるべき要素と考えられる。

本史跡及び周囲には「本質的価値を構成する要素以外の要素」として、史跡の管理施設、取扱いを検討すべきものが存在している。史跡解説板や上山川就業改善センターなどがこれらに相当する。その他として、本史跡周辺に存在する他の遺跡や遺物、誘導看板などは、整備と活用に係わるものとして「史跡の周辺地域を構成する要素」と位置付けた。

表3-2 構成要素の分類

分類	内容	構成要素		
		結城廃寺跡	結城八幡瓦窯跡	
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する要素	遺構	金堂跡、塔跡、講堂跡、中門跡、回廊跡、僧坊跡、区画溝、瓦溜、塔心礎、礎石など	窯跡、竪穴建物跡、土坑など
	遺物	軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、極先瓦、文字瓦、埴、土師器、須恵器、墨書土器、塑像、埴仏、塔心礎舍利孔石蓋、鉄釘、風鐸、水煙など	軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、埴、鷗尾、土師器、須恵器、「寺」銘須恵器など	
	立地・環境	台地平坦面	谷頭に面する丘陵	
	地名・名称	結城寺前、結城寺北、寺山	瓦塚	
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する要素以外の要素	管理施設	標識、境界杭、囲柵、標柱、解説板	境界杭、解説板
		取扱いを検討	建築物、工作物（道路、水路含む）、地下埋設物、樹木	市道、上山川就業改善センター、同センター敷地内樹木、旧上山川中学校門柱、霞ヶ浦用水（暗渠）、電柱、建物基礎、柵、給水ポンプなど
史跡の周辺地域を構成する要素	史跡の歴史的背景を示す歴史文化遺産	史跡周辺の遺跡	林古墳群、中世武家屋敷跡、指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地	
	その他の歴史文化遺産	歴史文化資源	古墳群、石造物、山川綾戸城跡、結城寺など	
	自然・景観・土地利用	公園、駐車場、道路、水路、看板	案内板	
		河岸段丘、農地、樹林地、境内地、集落	田畑風景、集落	

第3節 公開活用のための諸条件の把握

1 史跡結城廃寺跡の現状・課題

公開活用のための諸条件の把握として掲げるべき本史跡における保存・活用及びこれらに資する整備に向けた現状と課題は次のとおりである。

表3-3 現状と課題の分析一覧表

		現 状	課 題	保存活用計画における方向性
遺構保存	【管理施設】	<ul style="list-style-type: none"> 史跡北側に誘導案内を兼ねた標柱が設置されている。 史跡の境界杭は、平成15～16年頃に設置されている。指定区域の拡大などで不足する箇所、経年劣化による破損、固定や埋込が不十分な箇所がある。 史跡解説板は、上山川就業改善センター東側に1基（ロータリークラブの寄付）、同じく上山川就業改善センター南東側に1基、結城八幡瓦窯跡前に1基設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 錆びて表示が読みにくい。 境界表示が不十分で、保存管理上問題がある。 ロータリークラブ設置の解説板は、情報が古く、板面が劣化している。上山川就業改善センター南東側の1基は情報が古く、「市指定史跡」となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡標識の整備。 境界標の更新・新設。 史跡解説板の修繕、板面張替え。
	【遺構・遺物】	<ul style="list-style-type: none"> 結城廃寺跡は地下遺構が主体で、地上に露出した遺構はほとんどない。遺構確認面は地下20～30cm前後にある。 結城八幡瓦窯跡は、倒木などによる史跡の損壊を防ぐため樹木を伐採した。そのため表土が流出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護層が不足する部分がある。 遺構確認面が露出する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な盛土を実施。 (記述なし)
	【既存建築物・工作物】	<ul style="list-style-type: none"> 上山川就業改善センターがある。公民館として利用者が多い。 茨城県結城市地下水位観測所が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物が史跡景観を阻害している。ただし現在、屋内で史跡のガイダンス展示を実施している。 水位観測所が、史跡景観を阻害している。 	<ul style="list-style-type: none"> 除却し、指定地外へ移転の方針。 (記述なし)

	現 状	課 題	保存活用計画における方向性
遺構保存 【既存建築物・工作物】	<ul style="list-style-type: none"> ・市道・里道が指定地内を通る。主要な遺構上に市道2291・2292・2294号線がかかっている。 ・市道に沿って電柱・電線が存在する。 ・霞ヶ浦用水の給水管が埋設されている。地上からほぼ見えない。 ・住宅や倉庫、外構などの基礎が残存する。 ・井戸や浄化槽が複数残置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡南側の住宅の居住者と工場の大型車両が市道2292号線を日常的に利用している。 ・電柱・電線が、史跡景観を阻害している。 ・用水が、史跡保存に影響を及ぼしている。管渠部分は市有地だが農林水産省による地上権が設定されている。給水管の蓋部分は国有地（農林水産省）である。 ・残存基礎は、史跡景観を阻害している。掘削して基礎を撤去すると遺構を傷つける恐れがある。 ・井戸や浄化槽が、史跡景観を阻害している。井戸枠などが劣化しており、人が落ちる危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な廃道対象。 ・将来的な除却対象。 ・現状維持を基本。用水の長期的な取扱いの検討必要。 ・遺構の確認調査を行い、地下部分は残置、地上部分は撤去。 ・早期対応。
動線	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡内の見学用動線や管理用動線は未整備である。 ・史跡指定地は2つの区域（遺跡）からなる。史跡の価値を理解するため、2つの遺跡間を移動する必要がある。 ・公共交通として、市内巡回バスの停留所が2か所設置されている。（円城庵：結城廃寺跡北側約250m、瓦塚：結城八幡瓦窯跡南側約200m） ・史跡への車両誘導がなされていない。史跡の専用駐車場がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の快適な見学・周遊や、維持管理ができない。 ・結城廃寺跡から結城八幡瓦窯跡に至る経路が分かりにくい。 ・停留所から史跡までのアクセスが分かりにくい。 ・車両で史跡にアクセスしにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見学用動線、管理用車両動線の設定。 ・結城廃寺跡と結城八幡瓦窯跡とを結ぶ動線整備。→市道路面へのカラー舗装など。 ・バス停留所から史跡へのアクセスの明確化と、停留所の新設検討。 ・駐車場整備と、国道や県道、市道からの史跡へのアクセスの明確化
地形造成	<ul style="list-style-type: none"> ・結城廃寺跡はほぼ平坦地である。残存する建物などの基礎が地上20～50cmほど突出している。地上部の基礎の完全な撤去は難しい。 ・結城廃寺跡に、排水施設はほとんど整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去が難しい基礎の部分の取扱いを検討する必要がある。 ・史跡内の整備によって、隣接する保育園など指定地の隣接地へ雨水が流出する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の実施 ・（記述なし）

	現 状	課 題	保存活用計画における方向性
地形造成	<ul style="list-style-type: none"> 結城八幡瓦窯跡の東側に設置された土留め擁壁（柵板による組立て土留め）は、流出した土砂で壁がたわみ、隙間ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の劣化により史跡内の土砂が流出しており、遺構保存への影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> （記述なし）
遺構表現	<ul style="list-style-type: none"> 遺構などは地下保存されており、ほとんど地上に露出していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地及び周辺で遺構などを確認することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の表現方法の検討。→史跡の本質的価値が的確に伝わるよう、遺構の盛土による表示、平面表示などの整備。
修景・植栽	<ul style="list-style-type: none"> 結城廃寺跡は平坦な草地で、実生のクリなどが生えている。 上山川就業改善センター周囲に樹木が茂る。サクラが植樹されている。中学校跡に藤棚がある。市道 2292 号線沿いに地元住民が花壇を設置している。 指定地に隣接して住宅が存在する。史跡整備により不特定多数の見学者が訪れることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> 古代寺院の史跡公園にふさわしい景観ではない。 上山川就業改善センター周辺には、市民にとって身近で憩える緑が存在している。 周辺の住宅への視線に対する配慮が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 古代寺院跡に相応しい在来種を基本とし、外来種を除去。雑木の伐採。 市民の日常的な憩いの場としての機能の維持、四季を通して楽しみ潤いを与える植栽の検討。 →サクラ、フジ、イチョウなどの残置。 住宅との隣地境界線沿いへの修景植栽。
案内・解説施設	<ul style="list-style-type: none"> 史跡解説板は、結城廃寺跡に 2 基、結城八幡瓦窯跡に 1 基整備済み。その他解説板はない。 結城八幡瓦窯跡への入口に誘導看板が 2 基設置されている。 主要地方道結城坂東線の最寄り交差点に、小型の誘導案内板が 1 基整備されている。小さく目立たない。 	<ul style="list-style-type: none"> 案内・解説施設が不足している。解説板は記載情報が古く、また経年劣化し板面が読みにくい看板がある。 結城八幡瓦窯跡への経路で見学者が迷いやすく、誘導案内板が不十分である。 自家用車でアクセスする見学者向けの案内が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合案内板・解説板・表示板・復元立体模型を設置。 →パンフレットボックスの設置。 →デジタル技術を活用した解説コンテンツ充実。→AR、QRコードを利用した現地展示解説。 誘導・案内の充実。 誘導・案内の充実。

	現 状	課 題	保存活用計画における方向性
管理・便益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の見学者は、上山川就業改善センターの駐車場、トイレなどを利用している。 ・見学者用園路や休憩施設がない。 ・史跡の維持管理に必要な施設がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の見学者用駐車場、トイレがない（就業改善センター施設時（平日含む）は、トイレを使用することができない）。結城八幡瓦窯跡の近くに車を止められる場所がない。 ・史跡をどのように見学してよいかわからない。見学者が休憩する場所がない。 ・指定地内の保安・安全確保ができない。維持管理ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地外への駐車場やトイレの新設。ガイダンス施設も一体的に整備。 ・東屋、ベンチ、園路などの整備。 ・史跡の維持管理及び保護、安全確保のための設備の設置。 →防火設備・消火設備・警報装置・水道・照明設備・電気設備、用具や備品の倉庫など。
公開活用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上山川就業改善センターでミニ展示をしているが、施設時は見学できない。結城蔵美館（展示施設）で遺物の一部を展示・公開しているが、史跡から離れた位置にある。遺物の大半は市所有の倉庫に保管されている。 ・昭和28年度（1953）に実施された結城八幡瓦窯跡発掘調査の出土遺物は、公益財団法人辰馬考古資料館（兵庫県西宮市）に保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の近くで、常時、遺物を見学したり、ガイダンスを受けたりすることができない。 ・本史跡の出土遺物が分散し、遺物の一元的管理がなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡近隣の市道沿いにガイダンス施設整備を検討。史跡の説明、展示場の整備・充実。遺物の収蔵・管理・公開体制の整備。 ・辰馬考古資料館に遺物の返却を依頼し、市による一元的管理を目指す。
周辺地域の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地周辺には、良好な田園景観が広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な田園景観と営農者をはじめとした地元住民への配慮が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（営農環境との調和）
調査	<ul style="list-style-type: none"> ・遺物の大半が、市所有の倉庫に保存されており、その多くが未整理、未公開である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の価値が十分に市民などに共有されていない。 	

	現 状	課 題	保存活用計画における方向性
公開・活用	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットの作成・配布、講演会の開催、発掘調査の現地説明会の開催、遺物のミニ展示を実施している。 見学ルートが確保できていないため、史跡のどの部分を見学してよいかわからない。 蔵造りの建物や古寺、結城紬の体験施設といった観光スポットになりえる文化資源が、JR水戸線結城駅北側に集積している。そこから史跡への観光客の立ち寄りはない。 史跡の調査・研究や公開・活用が市単独での取組にとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 断片的な普及啓発にとどまっており、史跡のPRや情報発信が不足し、史跡に対する市民や子どもたちへの理解度が低い。 現地での学校教育による総合的な学習の時間や生涯学習プログラムを実施できない。 観光客の誘導により史跡における観光面での活用の可能性がある。 研究者や研究機関との合同の調査・研究体制や近隣・関係自治体との連携が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットなどの活用と、市民や関係団体との連携による情報発信。文化財を活かした学校教育や生涯学習の充実。 史跡見学のための環境整備。 史跡指定地周辺の多様な文化財（や周辺環境）の観光資源としての一体的な活用。 研究機関や学識経験者などの連携の強化。
管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の管理団体は結城市である。結城市教育委員会が史跡の保存・活用及び整備に関する中心的役割を担っているが、担当課による取組にとどまっている。また、担当する職員が少ない。 史跡の保存においては、道路、上下水道など、学校教育、観光、商工、まちづくりなど幅広い分野の対応が求められる。 地元自治会の協力・支援を得ながら、史跡の保存・活用に努めている。直接的な地元関係者以外の人々との関わりは少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存・活用及び整備に関する担当の体制が不十分である。 庁内の横断的連携が不足している。 本史跡の保存・活用においては、土地所有者などの関係権利者、市民・地域活動団体などの協力や参加、協働の取組を進める必要がある。 関係者などの協力や参加、協働、ネットワークづくりを進めるための情報の提供・共有化が重要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理団体として人材の育成（特に文化財専従職員の増強。） 庁内の関係部署との連携体制の強化。 市域内外の人々・団体などとのネットワークづくり。 分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくり。

第4節 広域関連整備計画

1 関連文化財との有機的整備活用

(1) 現状

史跡の周辺には、林古墳群、西方遺跡、中台遺跡、中世武家屋敷（東持寺境内遺跡）などの文化財が立地するが、これら周辺を周遊する交通アクセスなどの環境が整っていない。

また、「第2期小山地区定住自立圏共生ビジョン」では生活機能の強化として、「史跡・文化財施設の広域連携活用」を掲げて、可能な取組内容を検討するものとしている。

(2) 課題

周辺に点在する文化財と関連付けることで、史跡を取り巻く地域の歴史の変遷の理解を促すことのできる余地がある。

他方、自治体の枠組を越えた広域連携ネットワークの構築にあたっては、特に本史跡を核とした古代の地域史を楽しく学ぶための連携ネットワークを強化して新たな取組を推進させる余地がある。

(3) 保存活用計画における方向性

保存活用計画では、史跡周辺を含めた周遊ルートの設定と解説板や誘導サインの整備などを推進させる方向性が示されている。

具体的には、ウォーキングコースの設定やウォーキングマップの作成、あるいはレンタサイクルの導入検討、サイクリングコースの設定などが考えられる。